

## 知的財産権および秘密情報に関する運用規約

### 1. 目的

本運用規約は「L S 研究委員会規約」（以下「L S 研規約」という）第 3 項第 2 号に従い定められる運用規約であり、L S 研究委員会（以下「L S 研」という）の活動の中で取り扱う知的財産権の権利帰属および取り扱い条件、秘密情報の取り扱い、ならびにL S 研の事務局（以下「L S 研事務局」という）の役割を明確にすることにより、L S 研の会員（以下「L S 研会員」という）ならびにF U J I T S Uファミリー会（以下「ファミリー会」という）の知的財産権および秘密情報が適切に取り扱われることを目的とします。なお、本運用規約に定めのない用語の定義は「F U J I T S Uファミリー会会則」またはL S 研規約に従うものとします。

### 2. 適用範囲

本運用規約は、L S 研会員およびL S 研事務局(以下併せて「L S 研会員等」という)に対して適用します。L S 研会員は、自己の指示によりL S 研の活動に参加する従業員（L S 研会員の子会社または親会社から参加する従業員を含み、以下併せて「参加者」という）およびL S 研に関連する知的財産権を取り扱う従業員等に対し本運用規約を遵守させるものとします。

### 3. 著作物の取り扱い

#### 3.1. 著作権の帰属

L S 研会員がL S 研の活動を通じて新たに作成した研究成果報告書等（研究時等の中間生産物を含む）のドキュメント、活用ツール、プログラム、その他の成果物（以下併せて「成果物」という）の著作権は、ファミリー会に帰属するものとします。また、L S 研事務局がL S 研の事務作業の中で作成した著作物の著作権もファミリー会に帰属するものとします。

L S 研会員がL S 研の活動において情報提供のために提供した著作物（以下「L S 研会員提供物」という）の著作権は、当該L S 研会員提供物の著作権者に留保されるものとします。

#### 3.2. 著作物への表示

L S 研会員等は、成果物およびL S 研事務局作成の著作物（以下併せて「L S 研著作物」という）に対し、以下の表示例にならい適切な著作権表示（© または Copyright、著作権者名、作成年）、L S 研著作物の作成元、L S 研会員提供物の提供元の表示を付すよう努めるものとします。

（著作権および作成元 / 提供元の表示例）

- ・ L S 研著作物：

Copyright © 20XX FUJITSU ファミリー会 All rights reserved.

作成元 L S 研究委員会 研究分科会 担当 会社名) 氏名

- ・ L S 研会員提供物：

Copyright 20XX 株式会社

提供元 株式会社

### 3.3. 著作物の取り扱い条件

#### (1) L S 研著作物

##### (a) L S 研会員等の利用条件

L S 研会員は、L S 研著作物について、L S 研会員が自ら使用するために必要な範囲において、複製を行うことができるものとします。また、研究分科会の活用ツールとして明示されたL S 研著作物については、複製および改変を行うことができるものとします。ただし、第三者の知的財産権を含む、あるいはL S 研会員等の秘密情報を含む等の理由からL S 研事務局が利用条件を特に定めたL S 研著作物については、その条件に従うものとします。

L S 研事務局は、L S 研著作物につき、L S 研の活動に必要な範囲において、複製（会員専用WEBサイトへの掲載を含む）、改変等の著作権法に基づく利用を行うことができるものとします。

L S 研会員等は、当該複製、改変等を行ったものについて、複製、改変等を行う前の著作物と同様の著作権表示または作成元の表示を付すものとします。

L S 研会員は、L S 研著作物について、(b)または(c)の手続きによりL S 研事務局の承認を得た場合を除き、L S 研会員以外の第三者への配布を行わないものとします。ただし、L S 研著作物の引用を行う場合には、出典を明示したうえで著作権法により認められた範囲において引用を行うことを条件として、引用部分をL S 研会員以外の第三者へ配布することができるものとします。

##### (b) L S 研会員以外のファミリー会会員への配布手続き

L S 研会員は、L S 研著作物についてL S 研会員以外のファミリー会の会員への配布を希望する場合は、L S 研事務局に申請のうえ承認を得るものとします。L S 研事務局は、当該L S 研著作物に第三者の知的財産権を含む、あるいはL S 研会員等の秘密情報を含む等の法的な制限がない限り配布を承認するものとします。配布が承認された場合、L S 研会員は配布先のファミリー会の会員に対し、他者への再配布およびL S 研著作物の改変は不可である旨の条件を提示したうえで配布することとします。

##### (c) ファミリー会会員以外の第三者への配布手続き

L S 研会員は、L S 研著作物についてファミリー会の会員以外の第三者への配布を希望する場合は、L S 研事務局に申請のうえ承認を得るものとします。L S 研事務局は、当該L S 研著作物に法的制限、あるいはL S 研またはL S 研会員に不利益がない限り配布を承認するものとします。ただし、不利益の有無に疑義がある場合あるいはL S 研会員が有償での配布を希望している場合は、L S 研の幹事会の承認を得るものとします。なお、配布時の条件については個別にL S 研事務局あるいは幹事会にて決定するものとします。

##### (d) I T 白書のファミリー会会員への提供

L S 研事務局は、ファミリー会の会員（L S 研会員含む）からの希望により実費相当金額にてI T 白書を当該会員に対し提供するものとします。ただし、I T 白書を作成するため

のアンケート調査に回答したL S研会員に対しては、無償で提供するものとします。なお、I T白書の取り扱いについても、本項(a)(b)(c)に従うものとします。

## (2) L S研会員提供物

### (a) L S研会員に対する複製許諾

L S研会員は、自己以外のL S研会員に著作権が帰属するL S研会員提供物につき、複製を禁止する旨の明記がある場合を除き、L S研の活動に必要な範囲においてL S研会員自ら複製できるものとし、当該L S研会員提供物の著作権者となるL S研会員はこれを無償で許諾するものとします。また、L S研会員は、複製を行ったものについて、複製前のL S研会員提供物と同様の著作権表示または提供元の表示を付すものとします。

L S研会員は、自己以外のL S研会員に著作権が帰属するL S研会員提供物につき、改変あるいはL S研会員以外の第三者への配布を行う場合には、当該L S研会員提供物の著作権者であるL S研会員から個別に許諾を得るものとします。

### (b) L S研事務局での複製の許諾

L S研事務局は、L S研会員提供物につき、セミナー研修会での配布資料の印刷、配布等、L S研の活動に必要な範囲において、複製(会員専用WEBサイトへの掲載を含む)および他のL S研会員への配布を行えるものとし、著作権者となるL S研会員はこれを無償で許諾するものとします。

### (c) 成果物での利用

L S研会員は、成果物に自己のL S研会員提供物の全部または一部が含まれる場合、3.3(1)と同様の範囲において他のL S研会員等が当該L S研会員提供物を利用することを無償で許諾するものとします。

## 4. 特許権の取り扱い

### 4.1. 特許権の帰属

L S研の活動を通じて生じた特許権等については、その発明、考案、意匠の創作(以下「発明等」という)を行った参加者または参加者が所属するL S研会員に帰属するものとします。権利者となる参加者またはL S研会員は自己の費用負担のもと特許庁への出願手続き等を行うものとします。複数の参加者により共同で行った発明等の特許権等については、その参加者または参加者が所属するL S研会員の共有とし、出願の費用負担、持分比率、実施等の共有の条件については、共有する参加者またはL S研会員同士で協議のうえ決定するものとします。

なお、参加者とL S研会員間の特許権等の帰属については、当該当事者間で取り決めるものとします。

### 4.2. 発明者の確認

参加者またはL S研会員は、L S研の活動を通じてなした発明等を出願する場合は、事前にその発明等の発明者につき、研究分科会等の活動体の参加者に確認するものとします。

#### 4.3. 出願の通知

L S 研の活動を通じてなした発明等を出願した参加者または L S 研会員は、その発明等の名称、出願番号、出願日および成果物に当該発明等が含まれるか否かを L S 研事務局に通知するものとします。L S 研事務局は、他の L S 研究会員の求めに応じて出願の情報を当該 L S 研会員に提供できるものとします。

#### 4.4. 特許の表示

出願した発明等が成果物に含まれる場合、当該発明等を行った参加者または L S 研会員は、当該成果物に対し以下の記載にならい、その旨を表示するよう努めるものとします。

(例) 登録前：「特許出願済」( X X 年 X X 月現在)

登録後：「特許登録済」

#### 4.5. 実施の許諾

4.1 項の特許権等が成果物に含まれ、当該成果物を利用する行為が当該特許権等の実施となる場合、当該特許権等の権利者となった参加者または L S 研会員は、他の L S 研会員等が当該成果物を自ら利用するのに必要な範囲において当該特許権等の実施を無償で許諾するものとします。なお、他の L S 研会員が研究成果報告書等を参照し、自らプログラム等を開発することにより当該特許権等を実施する場合は、事前に権利者となる参加者または L S 研究会員の許諾を得るものとします。その際の許諾の条件は、有償、無償を含め別途、当事者間で協議するものとします。

### 5. 秘密保持義務

#### 5.1. 秘密の表示

L S 研会員等は、L S 研の活動に伴い秘密情報を他の L S 研会員等に開示する場合、秘密である旨を表示するものとします。表示は、下記の記載例にならい「活動体の名称、関係者外秘、提供元」を記載するものとします。

(例：「L S 研 研究分科会」関係者外秘 提供元：××株式会社)

#### 5.2. 秘密保持

##### (1) L S 研会員等の秘密情報

L S 研会員等は、前項の秘密表示を付して提供された他の L S 研会員等の秘密情報を、当該秘密情報について関係者となる研究分科会等の活動体の L S 研会員等以外に開示・漏洩しないものとします。活動体の L S 研会員等以外に開示を希望する場合は、その秘密情報の保有者である L S 研会員等に別途、事前に許諾を得るものとします。

##### (2) 研究分科会の秘密情報

L S 研会員等は、研究分科会の検討結果等の中間生産物に含まれる情報について、研究成果報告書(活用ツール含む)として正式に発表あるいは L S 研会員に提供されるまでは秘密情報とし、L S 研会員等以外に開示・漏洩しないものとします。

### (3)秘密情報からの除外

次の各号のいずれかに該当する情報は、前(1)(2)の秘密情報から除くものとします。

- (a)開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)の責によらずして公知となったもの
- (b)受領者がL S研会員以外の第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したものの
- (c)開示の時点で受領者が既に保有しているもの
- (d)開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

## 6. 責任

### 6.1. L S研会員の責任

成果物を作成したL S研会員およびL S研会員提供物を提供したL S研会員は、当該成果物またはL S研会員提供物の内容、プログラムの品質につき、損害賠償等の一切の責任を負わないものとします。ただし、成果物またはL S研会員提供物を利用した他のL S研会員等に対し、第三者から知的財産に関する権利侵害のクレームを受けた場合は、当該他L S研会員等と協力して解決に努めるものとします。

### 6.2. ファミリの会の責任

ファミリー会(L S研含む)は、L S研会員等がL S研著作物、L S研会員提供物等、L S研の活動を通じて入手したものを利用したことによりL S研会員等に生じた損害について、第三者の権利侵害を含め一切の保証・責任を負わないものとします。

## 7. 退会後の扱い

L S研会員は、L S研の退会後も5項の秘密保持義務および6.1項但書の責任を負うものとします。また、退会するL S研会員または当該L S研会員の参加者がL S研会員期間中に3.3.(2)および4.5項にて著作物の利用または特許権等の実施を許諾したものについては、退会までに許諾した範囲、条件で退会後も継続して許諾することとします。なお、退会したL S研会員が退会時点で入手していた著作物については、本運用規約に定める範囲において継続して利用できるものとします。

この運用規約は2007年5月14日から施行するものとします。

以 上